

若越郷土研究

38の4

越前朝倉氏と

加賀一向一揆(三)

小泉 義博

六 加越和睦の成立

さて、越前敦賀には永禄九年(一五六六)九月以来、足利義昭(義秋)が移座してきていた。彼はもとは一乗院覚慶と称して松永久秀の手のもとにあつたが、やがてこれを逃れて近江に移り、次いで若狹を経て九月八日に敦賀に移つたものである。朝倉義景は直ちに朝倉景鏡を派遣して歓迎の意を表すが、その義昭は、朝倉氏と加賀一向一揆(本願寺)との間を斡旋する勞をとり、ついに永禄十年(一五六七)に至つて越前・加賀間の和睦が成立

小泉 越前朝倉氏と加賀一向一揆(三)

することになった。

この越前・加賀の和睦に関する史料としては、まず『多聞院日記』永禄十一年(一五六八)正月十七日条を取り上げよう。

一、越前より一切経承仕上了。加賀と越前と和談事。上意越州一乗へ被移於御座、被仰調、悉以無事也云々。⁽¹⁾

すなわち越前から上つた承仕の報告によれば、加賀と越前との和談が成立したとのことであるが、これは足利義昭が一乗谷に移座して命じたことによると記されている。

この足利義昭による一向一揆・本願寺に対する働き掛けに関しては、次の史料が注目されよう。

御内書令頂戴候。抑加越和与事被仰出之趣、先以恐悦至極候。何篇聊不可有疎略候。此等之旨宜預御披露候。――
十一月三日
三洲伊賀入道殿

○此御札ハ子細アリテ、マヘノ日付ニシタ、ムル也。是ハ当公方様越前ニ御座之時也。⁽²⁾

右の顕如書状案によれば、足利義昭から命

ぜられた加越和与について本願寺として同意するので、側近の三洲宗薫から義昭に披露して戴きたいと述べられている。この史料が掲載される「顕如上人文案」の年次の位置は、永禄十一年二月〜六月の間なのであるが、しかし追記には「子細アリテ、マヘノ日付ニシタ、ムル也」と記されているから、永禄十年十一月三日のものとして作成されたことが知られる。なぜこのような発給日時を廻らせることが行われたかと言うと、義昭からの和睦の働き掛けに対して、本願寺が直ちに応じたという体裁にしておかねばならなかったからであろう。と言うのは、『朝倉始末記』によれば、加賀一向一揆方から証人として杉浦氏の子息が来て阿波賀に置かれたのが永禄十年十二月のことと記されており、もしこれ以後の日付で和睦同意の顕如書状が発せられたのであれば、一向一揆は本願寺の統制下にはなく、単に本願寺が一揆衆の行動を追認したにすぎないということになってしまう。かかる事態は顕如としては避けたかったに相違なく、そのためには、書状は永禄十年十二月以前の日付をもって発せられていなければならなかった

のである。

他方、この和睦を証する朝倉氏からの証人としては義景の娘が選ばれ、石山本願寺門主顕如の子教如に嫁ぐという合意が成立したのである。また越前・加賀の国境における措置としては、一揆勢が立て籠もる柏野・松山城を放火して破却し、また越前勢が押さえる黒谷・松ノ屋・大聖寺城にも火を放って破壊して、その間に非武装地帯を設けることとしたのである。

次いで永祿十二年（一五六九）になると、次の二点の書状が発せられている。

就両国一果之儀、義景差越使僧候。次加州料所已下事、旁指遣三淵伊賀入道候。委細可申候。恐々謹言。

（永祿十二年九）
三月廿日

義昭判

本願寺殿

御内書致拜見候。就両国一和之儀、義景使僧到着候。随而被相副御使、尤恐悦之至候。将亦御料所事、不可存疎略候。此等之旨宜令申入給候。恐々。

（永祿十二年）
四月五日

（顕如）

三淵伊賀入道殿

前者は、足利義昭が本願寺に宛てた御内書で、両国和睦に関して義景から使僧が来たことを報じ、加賀に所在する將軍家御料所の問題に関して三淵宗薫を派遣すると述べられている。年次が不明であるが、後者の顕如書状案の内容から考えて永祿十二年のものと思われる。次いで後者は、顕如が三淵宗薫を介して足利義昭に状況を報じたもので、両国和睦について義景の使僧が到着したこと、また御料所に関しては疎略あるべからずと述べられている。和睦成立以後の朝倉氏と本願寺の関係が、使僧の往来によって次第に緊密化しつつあったことを示すものであろう。

なお義昭がその後どうなったかについてはあるが、彼はすでに永祿十一年（一五六八）六月二十四日に、「今度当国退座之処、忠義神妙思召候。向後身上不可見放」との御内書を朝倉義景に発して、尾張織田信長のもとへ移座していつている。越前の朝倉義景のもとにいたのでは、上洛して將軍に就くという彼の野望が実現しそうにないことを悟ったための行動であらう。

さて、いよいよ元龜二年（一五七二）にな

って、朝倉義景の娘を本願寺教如に嫁がせる縁談が正式にまとまったようである。

鳥
今度縁辺之儀、弥以深重可申談、自他之旨趣、入眼之段、珍重候。仍十種十荷推進之候。表祝儀計候。猶頼總法印可申入候間、不能詳候。穴賢。

（元龜二年）
六月八日 十一日

（顕如）

朝倉左衛門督殿

右の元龜二年六月八日（十一日の日付も追記されるが、その意味するところは不明）の顕如書状案には、「縁辺之儀」つまり婚姻の約束について「弥以深重可申談」と述べられており、おそらくこれは結納が取り交されたことを意味するのであろう。そして翌元龜三年（一五七二）三月十二日の次の書状案が、婚禮の儀の謝辞を述べたものと思われる。

鳥
就縁辺之儀、只今太刀一腰長次、馬一疋鶴毛、十種十荷、誠以喜悅至候。長久可申談事勿論候。委曲下間上野法眼可申入候。穴賢。

（元龜三年）
三月十二日

（顕如）

朝倉左衛門督殿

○同時、新門主へも一腰・一疋・十種十荷代万疋・織物三端・引合十帖、被進之候。上野法眼まで披露在之。これは上野わたくしより返事を申也。

すなわち元龜三年三月十二日に、教如と義景娘の婚礼が執り行われたのであろう。これについて義景からは顕如に太刀・馬・十種十荷が進納され、また追記に見えるごとくに教如にも太刀・馬・代物・織物・引合が進上されて、以後の親しき交際が約束されたのである。

さて、本願寺との和睦が成立して以後の越前においては、当然のことながら、本願寺系の念仏信仰は容認されたはずであるが、この点を示すのが次の史料である。

景鏡出陳付而、為御門徒中鍵持五人被仰付
今明日中、吉行・吉隆へ可被相渡候。若於延引者、催促使可遣之由候。其御心得專用候。恐々謹言。

元龜三
三月八日

小原三良右衛門尉
美次(花押)
井口四良右衛門尉
吉隆(花押)

小泉 越前朝倉氏と加賀一向一揆(三)

最勝寺

御同宿中

庄山藤左衛門尉
吉行(花押)

大野郡之内本願寺道場並三門徒道場、御出陣之時、鍵持之儀自先規出候間、被相触候処、或者新儀二号他領、或者号他変、申放族難堪之旨、式部大輔致御申之通、半田源左衛門尉披露。太曲次第候。何之雖為居住、鍵持如先規可出之。猶於不罷出者、諸道場之内、被得 御意可有御成敗之由候。但最勝寺・同門家中之儀、可被相除之旨、諸道場へ遣奉書候。可被成其心得候。恐々謹言。

元龜三
卯月廿三日

景固(前送)
吉統(同送)
吉道(朝送)

小原三郎右衛門尉殿

右の二点の史料のうち、まず前者は元龜三年(一五七二)三月八日に朝倉景鏡が近江北部へ出陣するため、本願寺道場たる最勝寺に鍵持五人の提供を命じたもので、今明日中に庄山吉行・井口吉隆のもとに相渡すこと、もし延引すれば催促使を派遣するであろうこと

などが述べられている。しかるに最勝寺は、その後直ちに一乘谷の朝倉義景に直訴してその免除を要請し、四月二十三日以後者の朝倉氏奉行人連署書状の発給を受けて免除が認められたのである。すなわち、大野郡内の本願寺道場・三門徒道場に対して朝倉景鏡が鍵持の提供を命じたところ、新儀に他領に居住していると称したり、あるいは他変と主張して提供を拒む者がいる由であるが、どこに居住しているとしても鍵持は先規の通りに提供すべきである。ただし最勝寺・同門家中については特別として免除を認めるところである、と述べられている。この二点の史料からは朝倉氏の軍事力編成の構造を窺うことも可能で、こうした旧態的な軍事組織をもってしては、到底この時期の戦乱を乗り切ることが困難だったであろう。しかしいまこの点についてはさておくとして、ここでは本願寺派の最勝寺が、他の多くの寺院と全く同様に、朝倉政權下の領主階級に属する一寺院として存在が認められている点に注意を払っておきたい。つまり和睦成立以後には朝倉氏は、本願寺系の念仏を唱えることについて何らの制限を加え

ることとなかったのである。

朝倉氏と本願寺・一向一揆との関係を示す史料として、もう一組、次のものにも注目しておきたい。

知行分之事、則当方於無別義者、近年如義景御時、不可有相違之状、如件。

天正式

九月七日

筑後法橋

頼照(花押影)

三輪藤兵衛尉殿

(10)

近年義景如御代、本知無相違、可有知行状如件。

天正式

十一月六日

七里参河法橋

頼周(花押影)

三輪藤兵衛殿

(11)

この二点の史料は、天正元年(一五七三)に朝倉義景が織田信長に滅ぼされた後、まもなくして一向一揆が蜂起し、ついに越前の支配権を掌握するに至った天正二年(一五七四)の段階のものである。前者は、この越前一向一揆の大将として派遣された下間頼照が、在地武士の三輪藤兵衛尉に宛ててその知行地支配を安堵したものであり、後者はこれをうけて七里頼周がその旨を三輪藤兵衛に伝達した

ものである。いまここで注目したいのは、その文言中に「近年如義景御時」「近年義景如御代」と見える点であって、明らかに一向一揆の大将達は、朝倉義景政権下での在地支配のあり方を踏襲することを標榜しているのである。と言うより、彼らが朝倉義景の支配権を正当に継承したことを誇示していると言うべきであろう。かかる表現の根拠が、朝倉義景娘と教如との婚姻に由来するものであることは、もはや言うまでもあるまい。

注

1 『多聞院日記』永禄十一年正月十七日条(増補続史料大成 第三十九巻)。

2 「頭如上人文案」。

3 金沢市立図書館所蔵「松雲公採集遺編類纂―北国鎮定書札類」。

4 「頭如上人文案」。

5 「松雲公採集遺編類纂―雜文書」。

6 「頭如上人文案」。

7 「頭如上人文案」。

8 「最勝寺文書」第一号(大野市史「社寺文書編」)。

9 「最勝寺文書」第二号。なおこれに続いて同月二十五日には最勝寺宛て前波景固・河合吉統・朝倉吉道連署書状(「最勝寺文書」第三号)が発せられ、「道

場中鐘持并新儀役 向後被成御除之旨、被 仰出候」と、最勝寺からの鐘持・新儀役の提供が免除された由が改めて報せられている。

10 「松雲公採集遺編類纂―三輪文書」。

11 同右史料。

おわりに

これまでの検討で明らかにできた点について、最後にまとめを行っておきたい。

戦国大名朝倉氏と一向一揆とが最初に接触した事件は、長享二年(一四八八)六月に高尾城の加賀守護富樫政親が一向一揆に滅ぼされた際のこと、朝倉貞景はこれを救援すべく堀江景用を派遣したが間に合わず、籠城勢は全滅となり、退却する越前勢を江沼郡の一揆勢が追撃して橋口で合戦となつて、双方に若干の負傷者が出たのであつた。その後加賀では、一揆衆が政親に代わる守護に富樫泰高を取り立てたのである。

朝倉勢と一向一揆との本格的な対立は、永正三年(一五〇六)七月に近畿・東海・北陸の広範囲な地域で一向一揆が同時に蜂起した際においてである。この蜂起は、將軍足利義澄・管領細川政元と連携する山科本願寺実如

が命じて挙兵したもので、攻撃の目標となつたのは、能登に逃亡して勢力挽回を画策する足利義植（義材）と、それに味方する越前朝倉貞景、越中畠山尚順、越後長尾能景、河内畠山義英などであった。越前進攻を企てた一揆衆には、かつての越前守護代甲斐氏一族も参加して支配権回復を図ろうとしていた。

一揆勢は七月十四日に大野郡から侵入を開始し、これを朝倉宗滴・朝倉景職・豊原寺大染院・平泉寺明王院らが迎え討つ。次いで八月五日～六日の九頭竜川流域での戦いでは、朝倉勢は中郷の渡り・鳴鹿表・高木口・中角の渡りなどに布陣しており、山崎・前波両氏や光林坊らの活躍で撃退した。この戦いでは一揆勢の下間照賢が討死したことが知られる。さらに十月の再侵入では貞景馬廻衆の中村小右衛門・窪田刑部少輔らが戦功を上げ、いずれも一揆勢を敗走させた。翌永正四年（一五〇七）八月二十九日に一揆勢は再び帝釈堂口から侵入するが、一揆の大将玄忍が捕縛されて敗北であった。朝倉氏はこの争乱の中で、大塩円宮寺・石田西光寺・吉崎御坊・藤島超勝寺・和田本覚寺・久末照厳寺・荒川興行寺・

宇坂本向寺などを破却して、本願寺派が国内

べられている。

に居住することを認めなかったほか、永正十五年（一五一八）までは警固の番衆を長崎に置いた。なおこの一揆侵入に際して篠嶋守光が岩佐・小嶋両氏宛てに発した感状が得られたのは重要で、永正四年十二月まで朝倉氏は臨戦体制を維持し続けたと思われる点、また朝倉被官人を大野（侵入口）へ集結させたことが知られる点などが注目されよう。また朝倉貞景より扶持が下される以前に、取りあえず篠嶋守光から五石の配当が下付されていることも知られ、一軍の大将の配慮としてはかかる措置が必要であったのであろう。

さて、永正三年～四年の一向一揆蜂起によって生じた混乱については、それを証する史料がいくつかわ得られた。例えば、滝谷寺吉祥坊の買得地安堵状が紛失したので、永正七年（一五一〇）に改めて目録を作成してその安堵を要請している。また滝谷寺は朝倉孝景からも永正十年（一五一一）に安堵状を受けているが、そこでも永正三年の「土民」蜂起で安堵状などを紛失したと記され、新たな所領目録の裏を封じて改めてこれを安堵すると述べられている。

とところで、本願寺派の念仏を朝倉氏が禁じたことは、「恵光寺文書」に残される朝倉氏奉行人連署書状によって知られ、また野津侯長勝寺も永正三年以降、退転を余儀なくされていたことが知られる。朝倉氏が本願寺派の内居住を認めるのは、永禄十年（一五六七）の和睦成立を待たねばならなかったのである。なおその間に長勝寺門徒が本願寺から下付された阿弥陀如来像の裏書には、「直参」あるいは藤島超勝寺の門徒との表記が見られた由で、これが原因となって、文禄元年（一五九二）の頭如死去に教如継職に際して、門徒らは長勝寺から離脱する行動をとることになるのである。

享禄四年（一五三二）に加賀でいわゆる享禄の錯乱が起き、大一揆・小一揆の二派が厳しく対立した際に、劣勢の小一揆方から要請を受けて越前勢が出陣した。大一揆とは、越前から移住した超勝寺・本覚寺の勢力、およびこれを支持した本願寺証如の一派を指し、小一揆とは、加賀在住の若松本泉寺・波佐谷松岡寺・山田光教寺・清沢願得寺などの勢力

である。小一揆方からの出兵要請で、越前からは朝倉教景・景紀らが軍勢を率いて加賀に進撃し、また能登・越中の大名勢も加賀に侵入したが、結果は大一揆方の勝利となり、侵入軍は兵を引き上げるをえなくなる。なお永正三年以来の越前での一向宗禁制政策は、この後一層厳しくなった。

続いて弘治元年（≡天文二十四年、一五五五）にも加賀出陣が実行された。朝倉義景の命を受け、今回も朝倉教景（宗滴）が大将を務めて、七月から八月にかけ江沼郡の大聖寺・千束・山中・敷地・菅生などで合戦が行われた。しかし大将の朝倉宗滴は八月十五日に病氣となり、薬石の効果もなく九月八日に一乗谷で死去してしまう。以後の陣営は朝倉景隆を大将とし、その子景健、佐々布光林房、印牧丹後守、大野衆、山崎吉家らによつて固められたが、戦闘はその後さしたる展開もなく、翌弘治二年（一五五六）に將軍足利義輝

の働き掛けで両国の和睦が成立して開陣となつたのである。なおその義輝の働き掛けは、宗滴が死去する以前の弘治元年九月に既に行われており、宗滴がそれに同意していたこと

が知られたのは注目されよう。

永祿七年（一五六四）九月、朝倉義景はまた加賀出陣を命ずる。朝倉景鏡・景隆兩人が大將となり、十二日には義景みずから出馬して能美郡にまで進撃した。そして本折・小松・御幸塚を攻略し、大聖寺に守陣のための番勢を配置して帰陣した。一方、一向一揆方には越後の本誓寺が参戦していることが知られ、一揆方大将の意向を奉じて道寿なる人物により、その戦功を褒賞する感状が発せられていた。

永祿九年（一五六六）九月にも朝倉義景は加賀への出撃を命じた。大將には朝倉景鏡が任せられ、江沼郡で転戦する。ところがその翌年永祿十年（一五六七）三月になつて、突然に朝倉氏被官の堀江景忠とその一族が寝返つて本願寺方に帰属し、彼の手引きによつて同月十二日、加賀一向一揆勢が金津上野にまで突入する事態となつた。朝倉氏にとつて国内に敵の侵入を許したのは永正三年以来のこととで、甚だ屈辱的な事態と言わねばならなかつたが、幸いにもまなく一揆勢を撃退することができた。この堀江景忠の本願寺方帰属に

対して、顕如は大いにこれを歓迎して親しく書状を發し、太刀、甲・腹巻、金子、馬などを贈っているのである。

ところで、これより先の永祿九年九月に越前敦賀に来ていた足利義昭（義秋）は、朝倉氏と加賀一向一揆（本願寺）との間を斡旋する労をとり、永祿十年十二月になつてようやく両者の和睦が成立するに至つた。和睦の合意はまず朝倉氏と加賀一向一揆の間で成立したようであるが、それを語る顕如書状の日付は永祿十年十一月三日に遡らせて作成されており、顕如はあくまでも一向一揆の行動が、本願寺の統制下にあることを示そうと考えていたようである。この和睦成立の結果、朝倉義景の娘が顕如の子教如に嫁ぐことに決し、元龜二年（一五七一）六月に結納が取り交され、翌元龜三年（一五七二）三月十二日に婚禮の儀が執り行われたものようである。本願寺との和睦が成立して以後は、越前では本願寺系の念仏信仰が容認されることになつた。例えば元龜三年三月に、朝倉景鏡から鑑持五人の提供が本願寺道場たる最勝寺に命ぜられているが、最勝寺はその免除を朝倉義

景に直訴して特例措置が認められている。また天正二年（一五七四）に一向一揆が蜂起して、織田信長軍を越前から放逐した段階の大將下間頼照や七里頼周の文書には、朝倉義景以来の在地支配のあり方を踏襲する旨が標榜されているが、こうした表現も、朝倉氏と本願寺とが取り結んだ姻戚関係に基づくものであることは明らかであろう。